

凡 例

この統計表に用いている用語の意味等は次のとおりです。

1. 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。
2. 「死亡」とは、交通事故の発生後24時間以内に死亡したものをいう。
3. 「第1当事者」とは、違反（過失）がより重いか、または違反（過失）が同程度の場合にあっては、被害の小さい方の当事者をいう。
4. 「第2当事者」とは、違反（過失）がより軽いか、または違反（過失）が同程度の場合にあっては、被害の大きい方の当事者をいう。
5. 「死亡事故」欄は、事故発生後24時間以内に死者が生じた事故件数、死者数及びこの事故の負傷者数である。
6. 「飲酒運転事故」欄は、自転車以上の車両を、酒酔い又は酒気帯りで運転中の者が、第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
7. 「原動機付自転車事故」、「自動二輪車事故」欄は、道路交通法上の原動機付自転車及び自動二輪車が、第1、第2当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
8. 「歩行者事故」、「自転車事故」欄は、歩行者又は自転車が第1、第2及び第3以下の当事者となった人身事故の件数と、その（歩行者、自転車）死傷者数である。
9. 「幼・園児事故」、「小学生事故」、「中学生事故」、「高校生事故」、「高齢者事故」欄は、幼児、園児、小学生、中学生、高校生、高齢者が、第1、第2及び第3以下の当事者（同乗者を含む。）となった人身事故件数と、その（幼児、園児、小学生、中学生、高校生、高齢者）死傷者である。
なお、「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
10. 「交差点事故」欄は、交差点内（交差点付近は含まない。）で発生した人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
11. 「若者運転者起因事故」欄は、16～30歳未満の者が原動機付自転車以上の車両を運転して第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。
12. 「高齢運転者起因事故」欄は、65歳以上の者が原動機付自転車以上の車両を運転して第1当事者となった人身事故件数と、この事故から生じた全死傷者数である。

（注）同種のもの相互の事故は、件数1とした。

（例えば、自動二輪車対自動二輪車事故の場合、自動二輪車事故1件として計上。）